

改善報告書

令和6年7月23日

1. 大学名：奥羽大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学生の懲戒としての退学、停学及び訓告の処分の手続きが定められていないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

奥羽大学歯学部及び薬学部の学生部委員会において、両学部共通の懲戒手続きの指針を作成し、令和6年4月より指針沿った対応を行っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

・4-1-01 学生の懲戒に関する指針